

10. 社会的に問題があるとされた資料についての全館的な検討

人権やプライバシーの侵害、法律に抵触する可能性があるなどの理由で、「社会的な問題」を指摘される資料について、枚方市立図書館ではその都度、市民の知る権利を擁護する立場で「枚方市立図書館蔵書計画基本方針」等に基づき、資料の購入・提供・保存を検討してきた。

市民が必要とする資料・情報を提供し、知る権利を守ることは図書館の重要な役割の一つで、問題が起きたときに、すべての職員が自ら考え、検討するプロセスを踏むことが、信頼される図書館を作るために必要であると考えます。

枚方市立図書館として、古くは冠婚葬祭等の関係図書取り扱いについて、全館で慎重に検討をした（『枚方市立図書館十五年誌』p27～28.を参照）。ここでは、それ以降に検討をしたことの代表例になると思われる事例を取り上げる。

(1) 「文藝春秋」1998年3月号と

「新潮45」1998年3月号

「文藝春秋」1998年3月号（平成10(1998)年2月10日発売）は、平成9(1997)年に起きた神戸連続児童殺傷事件で逮捕された少年の供述調書を、加害少年の実名を伏せて掲載した。雑誌発売当日、最高裁家庭局長と神戸地裁所長は文藝春秋社に対し、少年法第22条2項と第61条違反を理由に発売中止を申し入れ、翌日、嚴重抗議した。

「新潮45」1998年3月号（平成10(1998)年2月18日発売）は、平成10(1998)年1月に起きた堺市通り魔事件の被疑少年の実名と顔写真を伴うルポルタージュを掲載した。この記事は、少年法第61条に抵触する可能性が指摘された。

枚方市立図書館では、「新潮45」1998年3月号が発売された翌日に、取り扱いについて討議するための臨時分館長会議が召集され、通常通り受入れて他の号と同様に扱うという論から、該当号だけ受入れしないとの考えまで様々な意見が出されたことを

踏まえて枚方図書館長が以下のように当面の結論を出した。

- ①「新潮45」3月号は、納品を受け入れる（定期購読しており購入中止はしない）。
- ②資料を保存する。
- ③資料に手を加えない。
- ④上記の3点のほか、資料提供については、以下の通りとする。
 - ・少年法に定められている人権擁護の立場から、資料の提供については、問題となっている記事をのぞき「コピー」したものを提供する。
 - ・貸し出ししない。
- ⑤日本図書館協会の見解が示されるなど、判断が必要となった場合には、分館長会議を開催し、取り扱いを協議する。
- ⑥以上の取り扱いについて意見が出されてきた場合には、検討をする。

この措置に対して、矛盾点の指摘や著作権法上の問題、資料の保存方法への意見などが出された。また、同時期に「文藝春秋」1998年3月号については問題がないので通常通りの扱いとするとしたため、こちらも検討すべきではないかという質問も出た。これらについては、4月8日付で枚方図書館長名の回答文書が出されたが、それまでの説明を超えるものではなかった。

(2) 「週刊文春」2004年3月25日号

平成16(2004)年3月17日に発売された「週刊文春」2004年3月25日号に、国会議員の子どもの離婚や身辺事情に関する記事が掲載された。当人は「プライバシー侵害」との理由で、出版禁止を求め仮処分を東京地裁に申請し、東京地裁は、出版元に出版差止を命じる仮処分を出した。

枚方市立図書館では、3月17日の成人選書会議の席上で状況説明がなされ、翌日の児童選書会議後に

話し合いをすることになった。

18日の会議では、雑誌を提供するという意見が多かったが、提供方法や閲覧を制限するという考えも出た。その上で、19日に緊急GL（管理職）会議が開催された。図書館長は大阪府立図書館と同じく記事を袋とじにして閲覧に供することを提案したが、出席者からは、その措置を取るならばもっと全館的な検討が必要との意見が出たため、臨時リーダー（分館長以上の職員）会議を3月25日に招集することになった。

一方、19日夜には東京地裁が、出版差止の仮処分は維持するものの、流通ルートに乗ったものはその効力が及ばないとの見解を示したことが報道された。

臨時リーダー会議では、図書館として資料の提供を大事にしたいという考えや、効力が及ばないという判断は示されたもののプライバシーを侵害するとの理由で出版差止仮処分が出された記事を提供することの社会的責任をどのように考えるか等、幾通りもの意見があったが、話し合いの中で以下のようにまとまっていた。

- ①枚方市立図書館としては、一般の資料と同じように扱うことを基本とする。
- ②当該資料がそのまま読める形で利用に供する。貸出・予約にも通常どおり対応する。
- ③資料保存の観点から、館内閲覧期間中だけでなく、貸出可能になった段階でもカウンターでの手渡しによる提供を基本とする。

この方針は、平成16(2004)年3月25日付で、決定までに時間を要したお詫びとともにポスターで市民に提示された。

(3) 『福田君を殺して何になる』

山口県で起きた、光市母子殺害事件で18歳の少年が逮捕された10年後の平成21(2009)年10月に『福田君を殺して何になる』（増田美智子著、インシデンツ）という被告の元少年の実名を表記した図

書が出版された。元少年は、10月5日に広島地裁に出版差止などを求める仮処分を申し立てた。

10月14日の奉仕事務連絡会において、当該資料にリクエストが出たこと、現時点では品切れ状態であること、入手可能時に備えて意見を出し合っておくことが各館に対して通知された。

11月4日の分館長会議で検討することになり、今回は市販され流通している資料であり、提供しない特別な理由があるとは思えないという考えや、係争中の資料の購入・提供に問題はないかという心配する意見などが出された。結論として、過去にも出版差止の仮処分が決定された資料を提供した例があり、流通している資料であれば提供していくことを確認した。

(4) 『絶歌』

神戸連続児童殺傷事件の加害男性による手記『絶歌』が、平成27(2015)年6月11日太田出版から出版された。被害者父からは同社に対して回収を求める申し入れを行っているが、同社社長は、「出版するもの自身がその責任において決定すべきものとの考えと少年犯罪発生の背景を理解することに役立つと確信している」ということから回収する意向はない。

枚方市立図書館では、6月25日管理職会議、7月9日分館長会議において、各所属職員から収集した意見を基に議論し手続きをへた後、『絶歌 神戸連続児童殺傷事件』を市民に閲覧及び貸出にて提供することを方針として以下の取り扱いとした。

- ①資料提供及び保存のために購入する。
- ②そのままの形で手を加えずに提供（閲覧及び貸出）する。
- ③資料保存の観点から複本を購入し、全館で2冊の所蔵とする。
- ④寄贈図書があった際には、予約をした利用者への提供が終了するまでは受け入れ、提供終了後は保存を主な目的として、購入分と比較して状態の良いものを複本で保存する。
- ⑤今回の事件に関連する既に所蔵している遺族や

加害者両親、作家等が著作した図書や雑誌といった著作物についても、これまでどおり提供していく。
⑥資料保存目的と、子どもなどが意図せずに目に触れることを防ぐため配架場所は書庫とし、カウンターでの手渡しによる提供とする。

この判断の理由としては、以下のとおりである。

- ・ この著作物は、罪を犯した元少年A自身が書いたもので、本人しか知り得ない犯罪の内容、少年自身の心理やその変化、犯罪の背景などを知り、少年犯罪等について研究する材料となりえるもので、資料的に価値のあるものと判断したこと。
- ・ 枚方市立図書館は、これまでも殺人事件など多くの事件について様々な立場から書かれた著作物を市民に提供してきたこと。
- ・ 内容に遺体損壊時の凄惨な記述は無いものの、猫を殺す際のグロテスクな場面や異常な性行動などのシーンがあり、また、遺族への配慮が必要であることから、利用者にいつでも直接目が触れるような配架方法は適さないと判断したこと。